

審査員経歴基準について（学歴・教育歴の補足）

ASIAGAP 総合規則において、審査員の学歴・教育歴は「農業／農作物関連の専攻、または少なくとも食品関連または生物化学の高等教育コース、もしくはそれと同等のコースを修了していること」と規定されています。同等のコースについては具体的な要件が規定されていないため、学歴・教育歴については、下記 1 から 5 のいずれかを満たす者を認めます。なお、1 から 3 の専攻や高等教育コースの修了は、履修科目の確認が必要となります。

記

1. 農業／農作物関連の専攻を修了していること
2. 食品関連の高等教育コース^{*1)}を修了していること
3. 生物化学の高等教育コース^{*1)}を修了していること
4. 技術士（ただし、「農業部門」の登録に限る）であること
5. 次の 3 つを全て満たしていること
 - 上記 1 から 3 以外の専攻・高等教育コース^{*1)}の修了
 - 農業技術検定 2 級または 1 級 合格（ただし、選択科目は作物、野菜、果樹、食品に限る）
 - 食品安全検定中級 合格
6. 適用日
本レターの適用日は、2019 年 12 月 2 日からとする。

^{*1)}高等教育コースとは、当該審査員経歴基準では短期大学卒業以上をいう。

以上